

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか1名

## 第1準備書面

平成21年10月1日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 鴎 将 周

同 小 島 智 史

原告らは、被告らの本案前の答弁に対し、以下のとおり反論する。

### 第1 「1 主張事実の不確定性」に対して

1 原告らは、本件導水路事業の必要性の根拠とされる流水正常機能維持についてまったく合理性がないこと、また新規利水について徳山ダムで確保された愛知県水道用水の供給地域である愛知用水地域においてその供給の必要性がないこと、以上について具体的な事実と理由を摘示して明らかにしている。被告らは、それを原告らの「独自の見解」といつているにすぎない。本件導水路の必要性を明らかにしなければならぬ被告らの方こそ、独自の見解でない科学的根拠を示して本件導水路の必要性を明らかにしなければならぬが、全く何も述べていない。

原告らは、このようにして本件導水路事業に係る愛知県（流水正常機能維持）および愛知県企業庁（愛知県水道用水の供給）の費用負担の根拠が欠如していることから、これに対する費用負担金の支出の違法性を主張するものである。

2 本件導水路事業について、愛知県および愛知県企業庁が費用負担をし費用負担金を支出すること自体が、上記のようにその必要性がないことから、地方財政法4条1項の「経費の必要最少限度の原則」および地方自治法2条4項の「最小経費による最大効果の原則」に違反しており、予算執行適正の確保の見地から看過し得ないものであって、違法であるのである。

原告らは、被告らが1(3)で主張しているような木曾川水系フルプランや本件導水路事業の実施手続の違法を問題としている（いわゆる違法の承継論）のではない。

3 以上のとおり、原告らの主張事実は具体的な事実と理由を摘示して確定されている。

## 第2 「2 住民監査請求前置の要件の欠如」に対して

### 1 原告目録（1）記載の原告64名関係

上述のように、原告らは具体的事実や理由を摘示しており、また監査請求における請求の対象の特定にも欠けるところはなかった。

したがって、原告目録（1）記載の原告らは、適法な住民監査請求を経たものであり、原告目録（1）記載の原告らの本件訴えも適法なものである。

また、原告目録（2）および（3）記載の原告らの本件訴えも適法である。

### 2 原告目録（2）記載の原告19名および同目録（3）記載の原告9名関係

地方自治法242条の2第1項は、「前条第一項の規定による請求をした場合」つまり住民監査請求をした場合に限って、住民訴訟を提起することを認めている。しかし、この要件は訴訟要件にすぎない（大阪地判昭和54年2月28日判例時報930号63頁、宮崎地判昭和57年3月29日判例タイムズ477号164頁等）。したがって、住民監査請求前置の要件も、事実審の口頭弁論終結時までに具備されれば足りることになる。

原告目録（2）記載の原告らは、平成21年6月2日、原告目録（3）記載の原告らは平成21年6月10日に、本訴提起の前に、すでに却下通知がされていた原告目録（1）記載の原告と全く同じ内容の住民監査請求をなし、その監査結果は同年7月29日に通知がなされた（甲2の2、3）。

したがって、原告目録（2）および（3）記載の原告らは住民監査請求を前置している。